

宇和島市教育委員会会議録

平成31年2月定例会

平成31年2月20日開催

宇和島市教育委員会

宇和島市教育委員会 平成31年2月定例会 会議録

1. 開会日時 平成31年2月20日(水) 14時30分～

2. 場 所 宇和島市役所本庁 701 会議室

3. 出席者 教育長 金瀬 聡 委 員 高山 俊治 委 員 木下 充卓
委 員 弓削 由美子 委 員 浅井 敬司 委 員 田村 裕子

4. 欠席者 なし

5. 会議に出席した公務員の職氏名

教育部長	上田 益也	教育総務課長	横山 泰司
学校教育課長	野田 克己	生涯学習課長	富田 満久
中央図書館長	渡辺 晃	文化・スポーツ課長	西川 啓之
伊達博物館長	土居 道德	人権啓発課長	山本 利彦
学校給食センター所長	家藤 芳仁	吉田教育係長	井東 敬文
三間教育係長	末光 優子	津島教育係長	首藤 将文
(事務局)			
教育総務課課長補佐	土居 弘	教育総務課総務係長	山口 真史

6. 付議事件

- 議案第 5号 宇和島市教育委員会事務委任規則を一部改正する規則
議案第 6号 宇和島市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則
議案第 7号 宇和島市公立学校管理運営規則の一部を改正する規則
議案第 8号 宇和島市学校事務の共同実施組織及び運営に関する規則
議案第 9号 宇和島市学校事務の共同実施組織に関する規程を廃止する訓令
議案第10号 宇和島市立図書館読書記録帳取扱要綱
議案第11号 宇和島市立高光小学校の学校運営協議会を置く学校としての指定について
議案第12号 宇和島市立明倫小学校の学校運営協議会を置く学校としての指定について
議案第13号 宇和島市立吉田小学校の学校運営協議会を置く学校としての指定について
議案第14号 宇和島市立岩松小学校の学校運営協議会を置く学校としての指定について
議案第15号 宇和島市立下灘小学校の学校運営協議会を置く学校としての指定について
議案第16号 宇和島市立北灘小学校の学校運営協議会を置く学校としての指定について
議案第17号 宇和島市立結出小学校の学校運営協議会を置く学校としての指定について
議案第18号 宇和島市立城東中学校の学校運営協議会を置く学校としての指定について
議案第19号 宇和島市立吉田中学校の学校運営協議会を置く学校としての指定について
議案第20号 宇和島市立津島中学校の学校運営協議会を置く学校としての指定について
議案第21号 宇和島市立学校運営協議会委員の任命について

7. 会議概要

(1) 開会宣言・教育長報告（午後 2 時 30 分）

◎教育長

それではただいまから、2月の定例教育委員会会議を開催します。会議に先立ちまして一言ごあいさつということなのですが、このあと、定例ですと教育長報告ということなのですが、今日はこのあと動画を見ていただきたいと思います。それはどういうことかといいますと、今日の議題は、いわゆるコミュニティ・スクールの申請があがってきている学校についての指定をご承認いただくというような中身が非常に多くなっています。そういうこともあって、改めて新しい学習指導要領とコミュニティ・スクールの関係などを認識・共有したいと思います。お手元に議題の資料とは別に、こういうものが配られていると思います。まずこちらのリーフレットですが、これは1月25日に文科省のホームページにアップされたものです。小学校については2020年度から、中学校は2021年度から新しい学習指導要領が実施されますということについて、資料の右のところに、新しい学習指導要領を書いた、その上に、子どもの未来を支える皆様と共有したい、そういう学習指導要領であると。要するに地域の人たちに対して、保護者に対して、新しい学習指導要領はこういうものと広く周知するためのリーフレットということになっているわけなのですが、2枚目を開いていただくと、右上に、目指すのは社会に開かれた教育課程の実現です。この社会に開かれた教育課程というのが、ひとつ重要なキーワードで、今年度4月から既に実施されている、幼稚園の教育要領、保育園、子供園、この3つの足並みを揃えた要領が既に実施になっていますけれども、その幼稚園等の要領、小学校の教育指導要領、中学校、高校と一貫して貫かれている共通理念になっています。それが社会に開かれた教育課程です。ということなので、学校がこの社会に開いて、学校の教育目標等について、学校でクローズするのではなくて、地域と共有していきますというのが、この新しい指導要領の非常に大きな柱になっていますので、そういう意味も含めて、新しい指導要領を保護者・地域の方に知ってもらうためのものとして、これが1月25日にアップされています。そしてもう1つ、1枚裏表の白いものをつけていると思いますが、これが2月13日、先週ですけれども、学習指導要領に係るホームページが大幅にリニューアルになっています。そのうちの一部をコピーしたものです。ここには、4行にわたってこのようなことが書いています。平成29年、30年改訂の学習指導要領の理念を実現するためには、学習指導要領の趣旨・内容について、学校や教育関係者はもちろんのこと、保護者や地域の方々、産業界等も含め、広く共有し社会全体で協働的に子供の成長に関わっていくことが大切です。なので、周知・広報ツールを作成しましたということで、動画であったり、リーフレットであったり、ポスターであったりと、こういうものが用意されていますということが書かれています。ぜひ一度、このホームページをご覧くださいと、まだ近日公開となっている資料もありますが、いろいろなものが非常に分かりやすくなっているのではないかなというふうに思います。そしてこれから約10分程度の動画、これは2月12日に文科省がアップしたもののなのですが、社会に開かれた教育課程、そしてこのツールとしてのコミュニティ・スクール、地域学校協働活動、それらがどういうものなのかということ、ある種コンパクトに分かりやすく説明してくださっていま

すので、今日の議題の審議に入る前に、ここにいるメンバーで共有しておきたいなと思います。
ですので、今日は動画をご覧くださいことで、あいさつと教育長報告に替えたいと思います。

— 動画視聴 —

◎教育長

ありがとうございました。今解説があったような仕組みが現時点で、完成度の高い形でできている、そこまでの準備状況では必ずしもないかもしれませんが、完成度の高い準備が整ったところということになると、なかなか前に進めないところがありますので、まずは一步前に踏み出して走りながら、今ここで説明があった方向に向けて修正を重ねていくと、そういう作業になっていくのかなという認識でおります。その辺なども意識しながら、このあとの議題の中身について、ご検討いただければと思います。これで本日のあいさつと報告に替えさせていただきたいと思います。

(2)付議事件

◎教育長

次に議事に入ります。本日の議案ですが、議案第 21 号は人事案件でありますので、非公開で審議したいと思いますが、ご異議はありませんか。

◎全員

異議なし。

◎教育長

異議がないようですので、非公開で審議します。それでは公開議案から審議を行います。

議案第 5 号について、事務局、説明をお願いします。

○教育総務課長

教育長。資料 3 ページをお開きください。議案第 5 号、宇和島市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則。提案理由は、宇和島市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則に規定する学校運営協議会を設置する学校の指定及び学校運営協議会委員の任免について、教育長への委任事務の範囲を明確にするため、規則の一部を改正しようとするものでございます。5 ページ以降の新旧対照表をご覧ください。直接的には関係ないのですが、まず 5 ページの委任事務、宇和島市教育委員会は、次の事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する、ということで、1 号から 19 号の追加の修正をするものです。まず第 5 号の体育指導委員がスポーツ推進委員に改定があったので名称変更の改正でございます。そして次のページ、第 20 号として、宇和島市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則に規定する学校運営協議会を設置する学校の指定と学校運営協議会委員の任免を、この定例会でかけることを明確にするために事務委任規則を改正するものでございます。説明は以上です。

◎教育長

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

それでは続きまして、議案第6号について、事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育課長

教育長。議案第6号、8ページをお開きください。宇和島市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則。提案理由、学校運営協議会の指定申請及び指定に関し柔軟に対応するため、宇和島市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正しようとするものです。お手元の資料10ページの新旧対照表をご覧ください。これまでの規則では、校長は指定を受けようとするときは前年度までに学校運営協議会の前段階となる組織を立ち上げ成果を確認し、教育委員会に申請するものとするというかたちにしておりましたが、今回これを、校長は指定を受けようとするときは、指定を受けようとする日の2ヶ月前までに、関係書類を整え、教育委員会に申請するものとする、指定の期間も2年間としていたところを、2年以内に、12ページをお開きください。委員の任期を1年としていたところを、任期は1年以内というかたちで改正するものであります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

◎教育長

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

◎木下委員

任期について、1年と1年以内とではどういう違いがあるのですか。

○学校教育課長

例えば1年きっかりと切るのではなくて、途中からという方もおられますし、1年以内という方もおられるので、1年以内としていると、その中の任期で対応できるのではないかということで変更を提案するものでございます。

◎木下委員

はい、分かりました。

◎教育長

他にありませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

それでは続きまして、議案第7号を事務局からお願いします。

○学校教育課長

教育長。議案第7号、資料15ページをお開きください。宇和島市公立学校管理運営規則の一部を改正する規則。提案理由、宇和島市学校事務の共同実施組織及び運営に関する規則の制定に伴い、関係する宇和島市公立学校管理運営規則の一部を改正しようとするものです。新旧対照表17ページをお開きください。目次のところ、第6節の学校事務の共同実施組織のところを削除させていただき、32ページをお開きください。第6節の学校事務の共同実施組織、53条のところを削除する予定でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

◎教育長

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

続きまして、議案第8号を事務局のほうから説明をお願いします。

○学校教育課長

教育長。議案第8号、お手元の資料40ページをお開きください。宇和島市学校事務の共同実施組織及び運営に関する規則。提案理由、平成29年4月1日付の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、共同学校事務室の設置及び共同処理を行う事務の具体的内容及び範囲等について、教育委員会規則で定めようとするものです。41ページから、その定めようとする規則を載せておりますが、これまでありました規定と大きく変わっているところが、共同実施組織第3条の6項、これまででは、室長には事務長または事務係長をもって充てるという文言にしておりましたが、室長には事務係長をもって充てるというかたちの文言への訂正を考えております。あとのほうについては、今までの規定を廃止し、規則に切り替えるというかたちで、こういった提案をさせてもらっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎教育長

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

◎浅井委員

ということは事務長さんは全員地域長になるということですか、

○学校教育課長

全員というわけではありませんが、地域長は事務長があたるというかたちで、室長は必ず事務係長にあたるというかたちです。

◎浅井委員

地域長ではない事務長さんも存在するのではないですか。

○学校教育課長

人事によってはそういうこともあるかもしれません。

◎浅井委員

その方は室長ではないのですか。

○学校教育課長

おそらく人数的な配置を考えると、県教育委員会の配置にはなるのですが、そういったことには、なかなかならないのではないかと考えておるところであります。減ることはあっても、増えることはありませんので、宇和島市の場合は、北部と南部の共同事務室の計画をしておりますので、そこが、2人から3人に事務長が配置されるということは、現段階ではなかなか考えにくいとは考えております。

◎浅井委員

地域長でも室長でもない事務長さんは存在しないだろうということですか。

○学校教育課長

南予の場合は、数的なことを考えても、少ないのではないかなと現段階では考えているところではあります。

◎浅井委員

例えば規則の中で、事務長を残していても、実際は、事務長は室長ではないということがあると思うのですが、事務係長になると限定してしまうと、地域長になれなかった事務長さんが、もし存在したら少し不具合がでてくるのではないかと思ったのですが。分かりますかね。

○学校教育課長

分かります。広く捉えていたほうがいいのではないかとということだと思っておりますが、これにつきましても義務教育課のほうから、こういったかたちの大きな方針があるというかたちで指示を受けておりますので、そういった流れの中で、現段階ではこういったかたちで整理をさせてもらっているところではあります。

◎浅井委員

分かりました。なんと申しますか、そういうことはありえないだろうということなのでしょうね。

○学校教育課長

そういうことを基準にして、おそらく人事配置というものがあるのではないかなと思っております。

◎教育長

場合によっては、県教委がどう配置するかによっては影響をうける余地が残るということでしょうか。

○学校教育課長

おそらく、県教委のほうから基本的にはこういったかたちのという指示がありましたので、おそらくそれはあり得ないのではないかなと思います。

◎教育長

他にありませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

続いて議案第9号を事務局からお願いします。

○学校教育課長

教育長。議案第9号、お手元の資料46ページをお開きください。宇和島市学校事務の共同実施組織に関する規程を廃止する訓令。提案理由、宇和島市学校事務の共同実施組織及び運営に関する規則の制定に伴い、学校事務の共同実施組織に関する規程を廃止しようとするものです。先ほど、紹介いたしました規則をつくらせていただきましたので、廃止するというかたちでご理解ください。参考資料として、48、49ページにこれまでありました規程というものを添付させてもらっております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

◎教育長

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

続いて議案第10号を事務局から説明をお願いします。

○中央図書館長

教育長。議案第10号、宇和島市立図書館読書記録帳取扱要綱。提案理由でございますが、市立

図書館において利用者が借りた図書資料を記録する読書記録帳を新たに導入しようとするに伴いまして、その取扱いに関する要綱を制定しようとするものです。要綱のほうは、第1条から7条になるもので、主だったものを説明させていただけたらと思います。まず第1条の趣旨でございますが、この要綱は、市民の読書への関心を高め、読書意欲の向上を図ると共に、図書館資料の貸出を促進することを目的として読書記録帳を交付する場合の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとしております。以降それぞれ定義や交付対象者、申請、記録の内容というふうにございますが、次に交付の対象者といたしまして、読書記録帳、通称読書通帳、銀行などでいただいている通帳と全く同じものと考えていただければいいのですが、読書通帳の交付対象者は、利用者としております。ここでいう利用者というのは、主に市民でございますが、例外的に広域圏内の住民、それと通勤・通学者も利用者として含むことがあります。また交付の申請に関しましては、別紙様式に必要な事項を記入して、利用者カードを添えて、提出して申請することができます。またこの読書記録帳の料金でございますが、一冊につき200円の発行料を負担しなければなりません。ただし、青少年の読書推進、読書意欲を助成するという事を考えておりますので、市内に在住する、あるいは高校生以下の若い青少年利用者に係る発行料は無料とさせていただきます。また以下、再交付の申請、あるいは記録の内容といたしましては、それぞれ通帳の中に記載される事項が、貸出日、本の題名、本の著者名、そして資料の金額、みなさん、自分が読んだ本がいったいどれくらいの金額になるのかと、そういう興味もございますので、金額も印字するという事で、こちら記載させていただいております。そしてあと要綱に定めるもののほかは教育委員会が別に定めるということでございます。また次のページには別紙として、読書記録帳交付申込書を添付しております。説明は以上です。

◎教育長

どのようなものか、実物はありますか。

○中央図書館長

申し訳ございません。ただイメージ的には銀行通帳をイメージしてもらえればと思います。きちんとした通帳で表紙もきちんとしたものです。印字のほうも自動で印字されるというものです。

◎高山委員

具体的にいうとすれば、私が借りに行って、本を毎週5冊借りた、その内訳が通帳に記録されて見えるというものですか。

○中央図書館長

はい、そうです。これまでは、読書の記録というのは自分で筆記して控えるしかなかったのですが、それが借りている期間中に限り、新しい図書館の受付近くの専用機械の中に、キャッシュディスペンサーと同じ要領だと思いますが、ページを開いて挿入すると、今あなたが借りている本はこれですよということで、今5冊借りていますと、その5冊が印字されて出てくると、そういったものです。

◎教育長

励みになるということですね。ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

それでは第 11 号からはコミュニティ・スクールの関係ですけれども、事務局から説明をお願いします。

○学校教育課長

教育長。議案第 11 号、お手元の資料 55 ページをお開きください。宇和島市立高光小学校の学校運営協議会を置く学校としての指定について。提案理由、宇和島市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により学校長から提出された申請書に基づき、宇和島市立高光小学校を学校運営協議会を置く学校として指定しようとするものです。56 ページをお開きください。指定申請書の写しを添付しております。指定の期間としては、平成 31 年 2 月 20 日から平成 31 年 3 月 31 日まで。委員の推薦につきましては、先ほど教育長のほうから冒頭紹介がありましたが、人事案件となっておりますので、議案の第 21 号でご審議いただくことになっておりますので、ご了解ください。運営の計画に関しては、57 ページをお開きください。高光小学校としては、学校運営協議会を開き、委員を専任・固定化することで、会議への参画意識が向上し、学校運営に対して建設的な意見をいただけるようになり、学校の理解が進み、地域学校協働活動を充実させようというふうに計画しております。活動計画としましては、この 3 月に後期の学校関係者評価について協議をし、今年度の成果と課題について話し合い、次年度の取組について協議する予定でございます。本議案の議決をいただきましたら、高光小学校をコミュニティ・スクールとして、平成 31 年 2 月 20 日から平成 31 年 3 月 31 日までを指定の期間と考えております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

◎教育長

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

◎高山委員

それではまた 4 月からの分は別に申請を出すということですか。

○学校教育課長

申請があがればそのようになると思います。今年度の中に最後のまとめというものを、学校運営協議会をコミュニティ・スクールに指定していただくことによって、まとめをしたいというふうに高光小学校としては考えがあるようでした。

◎教育長

高光小学校としては、これまで事実上してきたこともあって、今年度から短い期間ではあるけ

れども、そこはコミュニティ・スクールという扱いをしてほしいという意図があるのでしょうか。

○学校教育課長

そういう気持ちがあるというふうに私は解釈しております。

◎教育長

他にありませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

続いて議案第 12 号を事務局から説明をお願いします。

○学校教育課長

教育長。議案第 12 号、お手元の資料 59 ページをお開きください。宇和島市立明倫小学校の学校運営協議会を置く学校としての指定について。提案理由、宇和島市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により学校長から提出された申請書に基づき、宇和島市立明倫小学校を学校運営協議会を置く学校として指定しようとするものです。お手元の資料 60 ページをお開きください。こちらに指定申請書の写しを添付しておりますが、指定の期間としては、2019 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで、運営の計画といたしましては、61 ページの運営計画書をご覧ください。明倫小学校としては、学校運営協議会を設置することによって、保護者・地域住民の学校運営への参画意識を高め、連携を強化することで、3 者が一体となって学校運営の改善や、児童生徒の健全育成に取り組むことを目的としております。主な活動といたしましては、明倫小学校としては、生徒指導・交通安全に関する熟議、学校評価に関する熟議というものが大きな柱ではないかと考えております。60 ページの指定期間において、明倫小学校をコミュニティ・スクールとして指定したいと考えております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

◎教育長

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

◎高山委員

3 月に退職がありますよね。

○学校教育課長

はい。ですから委員もがらりと変わりますので、また年度が新しくなってから、委員の推薦書等をあげてもらおうようにお願いしているところではあります。

◎教育長

他にありませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

続きまして、議案第 13 号の説明をお願いします。

○学校教育課長

教育長。議案第 13 号、62 ページをお開きください。宇和島市立吉田小学校の学校運営協議会を置く学校としての指定について。提案理由、宇和島市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により学校長から提出された申請書に基づき、宇和島市立吉田小学校を学校運営協議会を置く学校として指定しようとするものです。63 ページをお開きください。指定申請書の写しを添付しておりますが、指定の期間としては、2019 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで、運営の計画といたしましては、64 ページの計画書をご覧ください。吉田小学校としては、学校運営の改善や支援及び児童の健全育成について協議し、地域に根差した信頼される学校づくりを推進しようとして計画しております。特に今回、吉田小学校といたしましては、創立 50 周年に向けての計画・話し合いを行いたいとしております。また児童の健全育成・保健安全、学校評価についての話し合いというものを計画しております。これが大きな柱であると考えています。63 ページの指定の期間において、吉田小学校をコミュニティ・スクールとして、指定したいと考えております。ご審議をよろしく願いいたします。

◎教育長

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

続いて議案第 14 号の説明をお願いします。

○学校教育課長

教育長。議案第 14 号、宇和島市立岩松小学校の学校運営協議会を置く学校としての指定につい

て。提案理由、宇和島市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第2項の規定により学校長から提出された申請書に基づき、宇和島市立岩松小学校を学校運営協議会を置く学校として指定しようとするものです。66ページをお開きください。これも学校の指定申請書の写しです。指定の期間としては、2019年4月1日から2021年3月31日まで、運営計画といたしましては、67ページをお開きください。岩松小学校といたしましては、学校運営協議会を設置することで、外部講師や学校支援ボランティアの依頼等、地域の協力を今まで以上に得やすい環境をつくりあげ、家庭に対する要望を通して、学校と家庭の効果的な役割分担ができないだろうかということを大きな設置理由として捉えております。活動の計画といたしましては、大きな柱といたしまして、生徒指導の取組や課題についての熟議、学校関係者・評価についての協議、子どもたちの学力と行動面の現状と課題についての熟議というものを大きな柱として考えております。66ページにあります指定の期間において、岩松小学校をコミュニティ・スクールとして指定したいと考えております。ご審議をよろしくお願いいたします。

◎教育長

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

議案第15号を事務局から説明お願いします。

○学校教育課長

教育長。議案第15号、68ページをお開きください。宇和島市立下灘小学校の学校運営協議会を置く学校としての指定について。提案理由、宇和島市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第2項の規定により学校長から提出された申請書に基づき、宇和島市立下灘小学校を学校運営協議会を置く学校として指定しようとするものです。69ページに指定申請書の写しを添付しております。指定の期間としては、2019年4月1日から2021年3月31日まで、運営計画といたしましては、70ページをお開きください。下灘小学校といたしましては、委員を専任・固定化することによって、学校運営に対する建設的な意見交流というものを目指したいと。また委員が参観する機会を増やして、学校理解の進展につなげようと計画をしております。大きな活動の柱としましては、学校関係者評価、児童生徒をまもり育てる協議会での熟議、これは主に生徒指導面が中心になろうかと思われる会議です。そういった活動が大きな柱となろうかと思っております。69ページにあります指定期間において下灘小学校をコミュニティ・スクールとして指定をしたいと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎教育長

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

続いて議案第 16 号の説明をお願いします。

○学校教育課長

教育長。議案第 16 号、お手元の資料 71 ページをお開きください。宇和島市立北灘小学校の学校運営協議会を置く学校としての指定について。提案理由、宇和島市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により学校長から提出された申請書に基づき、宇和島市立北灘小学校を学校運営協議会を置く学校として指定しようとするものです。72 ページをお開きください。指定申請書の写しです。指定の期間としましては、2019 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで、運営計画といたしましては、73 ページをお開きください。北灘小学校は学校運営協議会を設置することにより、学校と地域の連携・協力を今まで以上に推進し、両者が一体となって児童の育成に努め、また学校を地域コミュニティの中核とすることで、地域の活性化に貢献しようと考えております。大きな活動の計画といたしましては、下灘小学校と同様、生徒指導面を中心にした児童生徒をまもり育てる協議会、学校関係者評価というものを大きな活動の柱と考えております。72 ページの期間において、北灘小学校をコミュニティ・スクールとして指定したいと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎教育長

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

続いて議案第 17 号を説明をお願いします。

○学校教育課長

教育長。議案第 17 号、74 ページをお開きください。宇和島市立結出小学校の学校運営協議会を置く学校としての指定について。提案理由、宇和島市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により学校長から提出された申請書に基づき、宇和島市立結出小学校を学校運営協議会を置く学校として指定しようとするものです。指定申請書の写しが 75 ページにあります。指定期間につきましては、2019 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで、運営計画につきましては、76 ページをお開きください。結出小学校は地域と保護者の声を学校運営に反映させて、今以上に地域とともにある学校づくりへの転換を目指そうと考えております。活動の計画といたしましては、児童生徒をまもり育てる協議会、そして学校関係者評価委員会を兼ねて、地域課題をテーマに熟議を行いたいという計画をたてられています。75 ページの期間において、結出小学校をコミュニティ・スクールとして指定したいと考えております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

◎教育長

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

続きまして議案第 18 号、城東中学校について説明をお願いします。

○学校教育課長

教育長。議案第 18 号、77 ページをお開きください。宇和島市立城東中学校の学校運営協議会を置く学校としての指定について。提案理由、宇和島市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により学校長から提出された申請書に基づき、宇和島市立城東中学校を学校運営協議会を置く学校として指定しようとするものです。指定申請書の写しは 78 ページに添付してあります。指定の期間は、2019 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで、運営計画につきましては 79 ページをお開きください。城東中学校は学校運営協議会を通して、学校と地域のニーズを共有化し、社会の中で生き生きと働くことのできる人間の育成を教育理念とし、学校と地域で活躍できる城東中学校生の育成を目指しております。活動の計画といたしましては、現段階としては、生徒指導を中心とした児童生徒をまもり育てる協議会、そして学校評価の中での話し合いというものを活動の計画として考えております。78 ページの期間におきまして、城東中学校をコミュニティ・スクールとして指定したいと考えております。ご審議をよろしくお願いたします。

◎教育長

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

続きまして議案第 19 号を説明お願いします。

○学校教育課長

教育長。議案第 19 号、お手元の資料 80 ページをお開きください。宇和島市立吉田中学校の学校運営協議会を置く学校としての指定について。提案理由、宇和島市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により学校長から提出された申請書に基づき、宇和島市立吉田中学校を学校運営協議会を置く学校として指定しようとして、提案理由をそこに書いてあります。指定申請書の写しを 81 ページに付けてあります。2019 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで、運営計画につきましては、82 ページをお開きください。吉田中学校は、保護者や地域住民の様々な意見を学校運営に的確に反映させ、地域に開かれ、信頼される学校づくりを進めると。そして学校だけでは解決が困難な学校運営上の課題について、学校・家庭・地域の連携・協働によって解決を図ろうということを考えております。活動計画につきましては、学校運営の現状と課題、学校評価委員会、そして吉田中学校は、委員の研修というものも、この学校運営協議会の計画の中には入れております。ここが大きな特徴ではないかと思えます。81 ページの期間において、吉田中学校をコミュニティ・スクールとして指定したいと考えております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

◎教育長

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

◎木下委員

はい。内容についてではないのですけれども、吉中は独自に早くから吉中型として始めたのですけれども、この 4 月 1 日からということについては、委員さんのこととかも鑑みて、期間について 4 月 1 日からにしたのでしょうか。

○学校教育課長

学校にも確認したのですが、今回のことについては、吉田中学校型の学校運営協議会として、ある程度の関係といいましようか、まとめをすることが、この期間までにできたので、今度は新しく 4 月 1 日から新しいスタイルでの取組というものを考えているというかたちで、4 月 1 日からの指定というものを申請というかたちであげてきたという回答をいただいております。

◎木下委員

はい、分かりました。同じような高光小学校が残り短い期間ですけれども、今回申請をあげていたの、その辺がどうかと思いましたので。

◎教育長

他にありませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

それでは議案第 20 号について説明をお願いいたします。

○学校教育課長

教育長。議案第 20 号、83 ページをお開きください。宇和島市立津島中学校の学校運営協議会を置く学校としての指定について。提案理由、宇和島市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により学校長から提出された申請書に基づき、宇和島市立津島中学校を学校運営協議会を置く学校として指定しようとするものです。84 ページをお開きください。指定申請書の写しを添付しております。指定の期間につきましては、2019 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで、運営計画につきましては、85 ページをお開きください。津島中学校は、教育改革、地域創成等の動向からも、学校と地域の連携・協働を大切に考えていると。そして将来を担う人材を育成するために学校と地域が連携・協働し、子どもの成長を支えていく仕組みづくりが必要であるというふうに、この設置理由として考えております。大きな活動といたしましては、小学校と中学校の情報交換というものをこの場で行いたいと。学習状況の現状と課題、学校運営の現状と課題というものについても、大きな熟議の柱として活動計画をたてています。84 ページの期間において津島中学校をコミュニティ・スクールとして指定したいと考えております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

◎教育長

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

それでは本日最後の議案ですけれども、ここからは非公開議案を審議します。

◎教育長

議案第 21 号を上程する。

議案第 21 号

宇和島市立学校運営協議会委員の任命について

◎教育長

説明を求める。

○学校教育課長

宇和島市立学校運営協議会委員の任命に関する原案を説明する。

◎教育長

委員は今の事実上のメンバーか問う。

◎弓削委員

1 名変更の旨答える。

◎教育長

原案について諮る。

◎全委員

異議ない旨答える。

◎教育長

原案のとおり可決する旨宣する。

◎教育長

それでは、非公開案件の審議が終了したので、会議を公開します。

以上で本日の案件について処理が終わりました。

(3) その他

◎教育長

何か意見等ありませんか。

— 特に意見なし。 —

◎教育長

それでは次回の日程について。

— 協議のうえ、教育委員会 3 月定例会を 3 月 15 日に開催することを決定する。 —

(4) 閉会宣言 (午後 3 時 32 分)

◎教育長

それでは以上をもちまして、教育委員会 2 月定例会を閉会いたします。